

12 国土交通省(構造改革特区21次 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省市からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁			
120150	航空法による建築物等設置制限地区の容積率の緩和	建築基準法 第52条	地区計画の策定や総合設計等の制度を活用することにより対応可能。	航空法による建築物等設置制限地区における準工業地域について、建築基準法で定められている容積率を緩和するものである。	【事業内容】 中部臨空都市の準工業地域について容積率(現行十分の三十)を十分の八十まで引き上げる。 【提案理由】 高さ制限のため、建築物は45m(10~11階建て)までしか建設することができず上空の利用に制限がある。その代替措置として、容積率を緩和し有効に空間を活用することができる。	D					D						1 0 2 8 0 3 0	愛知県	愛知県	国土交通省			
120160	農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可権限の都道府県知事への移譲	河川法第9条、第23条、第24条、第26条第1項 河川法施行令第2条、第20条の2	1級水系について河川法第23条の許可を受けたものために取水した流水のみを利用する発電については、従前の許可権限に許可申請する必要はありません。	地方分権改革の観点に立ち、農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可権限をすべて都道府県知事に移譲し、事務手続きの迅速化を図る。	【事業内容】 農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可の権限を都道府県知事に移譲する。 【提案理由】 平成23年3月31日に河川法施行令が改正され権限移譲が行われたものの、管理区間及び取水量の条件付け(1m3/6未満)があり、本県において高いポテンシャルを有している大規模農業用水地域は権限移譲のメリットが生じない。	F	I、II				F	I、II					1 0 2 8 0 8 0	愛知県	愛知県	国土交通省			
120170	農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化(河川区域内における従属発電)	河川法第23条、第24条、第26条 河川法施行規則第40条	流水の占用のためのダム、堰、水門等の工物の新築等が法第26条第1項(工事物の新築等の許可)の審査基準を満たしていること、当該水利使用について「平成17年3月28日付河川局水政課水利調整室長、河川環境課流水管理室長 通知」	河川区域内における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化を図る。	【事業内容】 河川区域内に設置されているダムや堰首工等において、水利使用の許可を受けた範囲内での従属発電の場合は、水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 平成17年度以降、河川区域「外」における農業用水を利用した従属発電については、水利使用許可手続きの簡素化がなされたものの、河川区域「内」に設置されたダムや堰首工等で従属発電を行う場合は新規の水利使用許可手続きを要する。	C					C						1 0 2 8 1 9 0	愛知県	愛知県	国土交通省			
120180	農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化(債権水利権における従属発電)	河川法第23条、第24条、第26条 河川法施行規則第40条	旧河川法以前より取水している等により河川法の許可があったものとみなす水利使用(以下「債権水利権」という。)において従属発電を行う場合、以下の方法のいずれかを許可手続きを行う必要があります。 1「平成17年3月28日付河川局水政課水利調整室長、河川環境課流水管理室長 通知」 2「平成23年2月25日 河川局水政課長、河川環境課長 通知」	債権水利権における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化を図る。	【事業内容】 債権水利権の取水範囲内での従属発電で、他に影響を及ぼさない場合であって、地域住民・行政職員・学識者等で構成する地域協議会が認められた場合は、許可水利権と同様に水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 債権水利権の農業用水で従属発電を行う場合は、債権から許可水利権への切り替え、または新規発電としての水利使用許可手続きを要する。	C					C						1 0 2 8 0 0	愛知県	愛知県	国土交通省			
120190	山間部の渓流等における新規小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化	河川法第23条、第24条、第26条 河川法施行規則第40条	河川の状況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を及ぼさないこと(安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること、河川管理者が審査をしたうえで許可します。	他に影響を及ぼさない山間部の渓流等における新規小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化を図る。	【事業内容】 山間部の渓流等において小水力発電を新規に導入する場合で、減水区間が軽微であるなど他に影響を及ぼさない場合は、水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 東三河地域などの山間部の渓流等は地形的に優れ、水質が良く、小水力発電のポテンシャルが高いと認められる。新規に水利使用許可手続きが必要となることから、河川流量のチェック、水計算、治水・利水・環境への影響検討、関係河川利用者の同意など、多大な手間と時間を要する。	F	IV				F	IV						1 0 2 8 2 1 0	愛知県	愛知県	国土交通省		
120200	市街地調整区域における土地区域の緩和	都市計画法第29条、第34条、第43条	市街地調整区域での開発行為又は建築行為は、都市計画法第33条各号に規定する基準に適合し、かつ、同法第33条各号のいずれかに該当すれば、開発許可権者(都道府県知事、政令指定都市、中核市、特別市及び事務処理町村併合)の長が許可できることとなっている。	市街地に隣接している、市街地調整区域において、その調整区域内における土地開発を、東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、開発許可権者(都道府県知事、政令指定都市、中核市、特別市及び事務処理町村併合)の長が許可できることとなっている。	市街地調整区域に隣接する、市街地調整区域内の農地においては、従業者の高齢化並びに継承者不在が非常に多く、いわゆる耕作放棄地の増加が年々増加しており、このままでは市街地調整区域に隣接する市街地調整区域は農地の一面となることとなる。東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、開発許可権者(都道府県知事、政令指定都市、中核市、特別市及び事務処理町村併合)の長が許可できることとなっている。『CO2排出量について、2020年までに25%減(1990年比)』の達成に寄与できるものである。	C					C						1 0 3 0 1 0 4 0	株式会社 玉越	愛知県	国土交通省			
120210	工業専用地域における用途地域の緩和	都市計画法第8条、第12条の5 建築基準法第48条、別表第2	都市計画の変更や建築基準法に基づく特定行政庁の許可により立地可能。	尼崎臨海地域(国道43号以南)において、運河再生プロジェクト基本計画に位置づけられたカフェ・レストラン等の飲食店については、建築基準法第48条第2項本文及び同法別表第2(を)の5に定められた用途規制の適用を除外する。 提案理由: 同法第48条第2項ただし書きにより、工業専用地域において建築してはならない建築物の建築も許可できるが、民間事業者にとっては、公認会の意見聴取、建築審査会の同意等の手続きが煩雑で、公認会等のための資料作成等の経済的負担や時間がかかるうえ、立地が認められない場合も法的には考えられるリスクが大きい。誘致促進の大きな障害となっている。 運河再生プロジェクト整備計画は、県、隣接する工業を所有する企業、地元住民等が構成される建築審査会の意見の下に策定されており、公益とやむを得ない区域及び施設である飲食店の種類、規模があらかじめ限定しおけば、法的な許可手続きを省略しても工業の利便性を損なう恐れがない。 用途地域の変更は、工業生産環境を維持するという上位土地利用方針との整合性から考えられない。 他の都市計画の手法を活用する場合、市によるまちづくり計画の策定等が必要となるが、先行事例が少なく、市は慎重な態度であるため、まず特区による建築規制緩和により事例の発掘・積み上げを行う。 今回の提案の実現により運河再生プロジェクトの実施計画にあらかじめカフェ・レストラン等の立地可能場所や業態を定めて、特区として広く告知することができれば、実現可能性が高く、運河周辺に賑わいの核となる施設の誘致を促進することができることとなり、地域の活性化に寄与する。	用途地域に関する都市計画は、将来にわたる土地利用のあり方を定めるものであるため、公告・縦覧等の手続きを経て、都道府県又は市町村において定めらる。また、建築基準法第48条ただし書きに基づく用途規制の例外許可においても、上記のような都市計画の手続きを経ない代わりに、利害関係者の意見の聴取を行い、建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁が許可することとしている。 このように、用途規制の変更や適用除外については、その重要性に鑑み、都市計画法や建築基準法に基づき、当該地域においてその公平性及び相当性を確保するための十分な手続きを経て行われるものであり、また、地方公共団体の判断により、用途地域の変更や特別用途地区、地区計画の策定等により対応可能な制度がすでに設けられている。さらに、ご提案の地域は、特区提案者である兵庫県が最も都市計画において工業専用地域として決定した地域であり、ここで一定のエリアを設定して、飲食店等の立地を推進しようとする場合は、都市計画の手続きを経て、県において工業専用地域の用途地域に変更することにより対応可能であるので、市内において十分に調整された。	D							D							1 0 3 4 3 0	兵庫県	兵庫県	国土交通省
120220	学校施設における小中学校児童生徒が使用する共用校舎における階段の寸法の取扱いの合理化	建築基準法施行令第23条第1項	小中学校における児童用の階段のけあけ寸法は、16cm以下としなければならぬ。 また、中学校等における生徒用の階段のけあけ寸法は、16cm以下としなければならぬ。	学校統廃合において小中学校児童生徒が使用する共用校舎における設計基準の緩和	提案理由 本市においては、現在小学校が13校(児童数1,328人、1校平均102人)、中学校が4校(生徒数69人、1校平均174人)であるが、昨今の少子化傾向により、年々小中学校生徒数が減少している。このため、適正配置(学校統廃合)が喫緊の課題となっている。今後、今後の計画については、既存中学校の空き教室に近隣の小学校児童を通学させることも想定されることである。 しかし、小学校と中学校は校舎の設計基準が異なっている。特に階段の「けあけ」の寸法に差があることから、大規模な修繕工事が必要になり、地方自治体の財政運営に与える影響も大きいものがある。このため、「けあけ」の寸法について、中学校校舎の設計基準である18cm(小学校16cm)のまま、既存の中学校校舎利用を可能とした。 代替措置 「けあけ」の寸法は、小中学校児童のために法的に配慮された寸法であることから、十分尊重する必要がある。このため、小中学校児童用の教室や、児童の動線を主に1階に集中させることで、影響を最小限とした。	D						F	II						1 0 3 7 0 1 0	額須町	熊本県	国土交通省	

12 国土交通省(構造改革特区21次 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省市からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省市からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
120230	公有水面埋立地に係る用途区分の柔軟化	公有水面埋立法第2条及び第29条 公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号)記1(4) 埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条及び第29条の適用に係る特例措置について(平成17年6月27日河政第28号、国港管第253号)記2(3)及び記4 埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条及び第29条の適用に係る特例措置について(平成17年6月27日河政第28号、国港管第253号)の一部改正について(平成23年3月9日河政第147号、国港総第741号)	公有水面の埋立ては、国民共有の財産として土地の適法な所有権を有するものであるが、埋立地の有効利用を図るため、埋立地の用途について、特定用途に限定するのではなく、用途区分を設けることにより、埋立地の有効利用を図ることができるとしていることである。また、埋立地の用途区分を設けることにより、埋立地の有効利用を図ることができるとしていることである。なお、地方公共団体が臨海部の活性化を図る必要がある区域に特例措置を行うことについては、埋立地の有効利用を図ることができるとしていることである。	埋立地の有効利用を図るため、埋立地の用途について、特定用途に限定するのではなく、用途区分を設けることにより、埋立地の有効利用を図ることができるとしていることである。また、埋立地の用途区分を設けることにより、埋立地の有効利用を図ることができるとしていることである。なお、地方公共団体が臨海部の活性化を図る必要がある区域に特例措置を行うことについては、埋立地の有効利用を図ることができるとしていることである。	埋立地の用途のうち、「工業用途」については、統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類により定めるものとして運用されているものを、一定条件の下で「製造業用地」として活用することができるように規制緩和を図ることができるとしていることである。一方、「物流施設用途」については「保管施設用地」として活用することができるとしていることである。しかしながら、近年、特に高性能で高品質な製品の生産・販売において、物流(ロジスティクス産業)は、商品の製造・物流・販売までの業務を管理し、経営効率の最適化を図るSCMの中核を担い、製造と物流の両者が連携し隣接して立地するケースが出てきていること、いままでない産業形態が現れており、埋立地の用途として、予め両者のエリアを明確に区分することが困難になっていること、したがって、経済活動の実態に即し、物流施設も含めて「製造業用地」とすることができるよう、用途区分の柔軟な運用を行う特例措置を講ずることにより、企業の立地需要にあわせた用途での土地の供給が可能となり、埋立地における企業誘致を促進することができることである。	D	埋立地の用途は、埋立ての必要性を判断するうえで最も重要な事項の一つであることと見なされています。右提案主体からの意見に対しては、右提案主体からの意見に照らして回答させていただきます。また、提案主体の要望が現行制度で実現可能であるか明確にされたい。	1 本市の提案に対し、『ご提案にありました「工業用途」を除いては、特に定めがありませんので、目的に応じた用途区分を設定することはさしつかえのないものと考えております。』との回答内容について、『公有水面埋立実務便覧』5(1)13(1)③の記述との関係をご教示ください。2 「工業用途」ではない、倉庫などの「物流施設用途」の場合には、「港湾計画書作成要領」の「表：土地利用区分」の「小分類を基準として定めること」としては、現行制度において「保管施設用地」として定める必要があることと見なされています。また、同便覧6(1)13(1)③において、『工業用途以外の用途については上記趣旨からして、社会適性上、その用途により土地が当該土地の利用が限定される程度の具体的な名称をもって記載を要する。』ことから、目的に応じた用途区分を設定することは可能と考えております。		1 埋立地の用途は、埋立ての必要性を判断するうえで最も重要な一つであるため、『公有水面埋立法の一部改正について』(昭和49年6月14日港管1580号、河政発第57号)記1(4)により、なるべく具体的に記述する必要があります。『公有水面埋立実務便覧』5(1)13(1)③においても、『社会適性上、その用途により当該土地の利用が限定される程度の具体的な名称をもって記載を要する。』としております。一方、公有水面の埋立ての免許基準においても、公有水面埋立法第4条第1項第3号により、『埋立地/用途が土地利用又は環境保全二面スル国又ハ地方公共団体(港務局等)ノ法律ニ基ク計画ニ連背セザルコト』が求められており、埋立地の用途について、埋立地及び周辺地域における土地利用での適合性に関する関係は規定しております。したがって、免許基準において、埋立地の用途については港湾計画との整合性が問われることから、同便覧において、『基本的には、港湾計画書作成要領(昭和63年4月1日運輸省港湾施設計画課)の2-8「土地造成計画及び土地利用計画」中の「表：土地利用区分」の小分類を基準として定めるものとする。』としております。2 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号)記1(4)により、なるべく具体的であることとしております。『公有水面埋立実務便覧』5(1)13(1)②において、『工業用途』については、下記による場合は、少なくとも統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類により定めるものとされており、2で、『主たる工業用地の関連工業用地については、主たる工業用地と同一の用途として取扱う。』とされています。また、同便覧6(1)13(1)③において、『工業用途以外の用途については上記趣旨からして、社会適性上、その用途により土地が当該土地の利用が限定される程度の具体的な名称をもって記載を要する。』ことから、目的に応じた用途区分を設定することは可能と考えております。	右提案主体からの意見に対しては、右提案主体からの意見に照らして回答させていただきます。	1 0 4 1 0 1 0	大阪市	大阪府	国土交通省					